

マイページ開設の Q&A

〔質問〕

新人の看護職で、免許の登録番号がわからないのですが、マイページの開設は、どのようにしたら良いですか？

〔回答〕

登録済証明書が届いている場合：「登録済証明書」の番号と「資格免許証」の登録番号が同じな ので、その「登録済証明書」の登録番号を入力し「看護職」として開設してください。

登録済証明書が届いていない場合：「非会員」で登録画面に進み、就労職種は「その他」を選択して登録してください。

なお、免許番号がわかったら必ずマイページの登録情報メニューから就労職種の変更手続きを行ってください。

※詳細については、「[【個人】マイページ開設編～簡易版マニュアル](#)」をご参照ください。

[HOME](#)「福島県看護協会」>教育研修>研修情報管理システムのご案内>

各種資料>「7. [【個人】マイページ開設編～簡易版マニュアル](#)」